

外国人児童生徒就学サポーター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人児童生徒教育の充実を図るため、浜松市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に配置する外国人児童生徒就学サポーター（以下「サポーター」という。）について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 サポーターの職務は、言語や習慣等の違いにより学校活動等への参加に支障を生じる外国人児童生徒の学校生活上の支援を行うこととする。

(定数)

第3条 サポーターの定数は、予算の範囲内において浜松市教育委員会（以下「委員会」という。）が定めるものとする。

(資格)

第4条 サポーターは、学校教育に理解と情熱をもつ者で、原則として日本語及びポルトガル語その他の外国語が堪能な者のうちから委員会が任命する。

(配置の方法)

第5条 サポーターは、原則として委員会に配置し、外国人児童生徒が在籍する学校に派遣するものとする。派遣方法は、外国人児童生徒の在籍人数等実情を考慮し委員会が指定する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。